衛生管理マニュアル　記載例

5　排水及び廃棄物の衛生管理

5（1）　排水及び廃棄物の衛生管理

排水及び廃棄物の衛生管理について、　東京　太郎　が責任者となり以下の内容を履行する。

責任者の氏名を記入します。（役職名でも可）

□ 衛生管理の目的

〈記載例〉
排水及び廃棄物による病原微生物汚染・増殖の防止。

排水や廃棄物の処理がきちんとなされていないと、作業場内の細菌増殖やハエ・ゴキブリなどの害虫の増殖を助長し、ひいては食品の細菌汚染や異物混入の原因となります。

□ 排水の衛生管理

〈記載例〉
・排水は公共下水道へ連絡させる。
・油脂を公共下水道へ流さない。

油脂が公共下水道へ流入することを防ぐため、必要に応じてグリース阻集器（グリーストラップ）を設置します。

□ 廃棄物の衛生管理

〈記載例〉
・廃棄物容器は、汚臭、汚液が漏れないようにふた付き容器を使用する。
・廃棄物の排出は以下のとおり行う
　○　生ゴミ
　　毎日排出
　○　資源ゴミ（ガラスびん・金属缶・ペットボトル・ダンボール・新聞紙、プラスチック）
　　月・水・金に排出

廃棄物の汚臭・汚液がもれると不衛生になりがちですので、これらの処理は速やかに実施し、処理後の清掃を徹底することが大切です。また、廃棄物容器は汚臭・汚液が漏れないよう、ふた付きのものにします。

排水及び廃棄物の処理手順を具体的に明記します。
特に、油を多く使うような施設では廃油の処理が大切です。
食品衛生だけでなく、近隣の環境へ悪影響を防ぐ対処も忘れずに。
分別は地域のルールに則って行います。

記載が必要な項目　　、頻度等が定められている箇所